

事 務 連 絡
平成31年 2月25日

旅行業関係各団体会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの引き上げについて（周知依頼）

気象庁は、平成31年2月25日、霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）へ引き上げました。

気象庁によれば、新燃岳では火口直下を震源とする火山性地震が増加していることから、同日14時00分に火山周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを引き上げたとのことです。

また、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒するよう呼びかけています。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下会員に対して、当噴火警戒レベルの引き上げに関する正確な情報の収集に努めるとともに、旅行者又は旅行予定者からの問い合わせなどに際しては、政府や都道府県等関係機関が公表する情報も踏まえ、正確な情報提供を図るよう周知方よろしくお願い致します。

<参考>

○気象庁HP「報道発表：噴火警報霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルを2へ引上げ」

<http://www.jma.go.jp/jma/press/1902/25c/shinmoedake190225.html>

火山名 霧島山（新燃岳） 噴火警報（火口周辺）

平成31年 2月25日14時00分 福岡管区気象台 鹿児島地方気象台

（見出し）

<霧島山（新燃岳）に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表>

新燃岳火口から概ね2kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒してください。

<噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げ>

（本文）

1. 火山活動の状況及び予報警報事項

新燃岳では、火口直下を震源とする火山性地震が増加しており、昨日（24日）3回、本日（25日）13時30分までに17回発生しています。

火山性微動は観測されていません。

これらの地震の増加に伴う地殻変動は認められませんが、GNSS連続観測では、霧島山の深い場所でのマグマの蓄積を示すと考えられる基線の伸びは鈍化しているものの継続しています。

今後、小規模な噴火が発生するおそれがあり、弾道を描いて飛散する大きな噴石が新燃岳火口から概ね2kmまで、火砕流が概ね1kmまで達する可能性があります。そのため、新燃岳火口から概ね2kmの範囲では警戒してください。

2. 対象市町村等

以下の市町村では、火口周辺で警戒をしてください。宮崎県：小林市

鹿児島県：霧島市

3. 防災上の警戒事項等

弾道を描いて飛散する大きな噴石が新燃岳火口から概ね2kmまで、火砕流が概ね1kmまで達する可能性があります。そのため、新燃岳火口から概ね2kmの範囲では警戒してください。

風下側では、火山灰だけでなく小さな噴石（火山れき）が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

地元自治体等が行う立入規制等にも留意してください。また、地元自治体等が発表する火山ガスの情報にも留意してください。

<噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引上げ>

（参考：噴火警戒レベルの説明）

【レベル5（避難）】：危険な居住地域からの避難等が必要。

【レベル4（避難準備）】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。

【レベル3（入山規制）】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

【レベル2（火口周辺規制）】：火口周辺への立入規制等。

【レベル1（活火山であることに留意）】：状況に応じて火口内への立入規制等。

（注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる）

霧島山の （新燃岳）

噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。

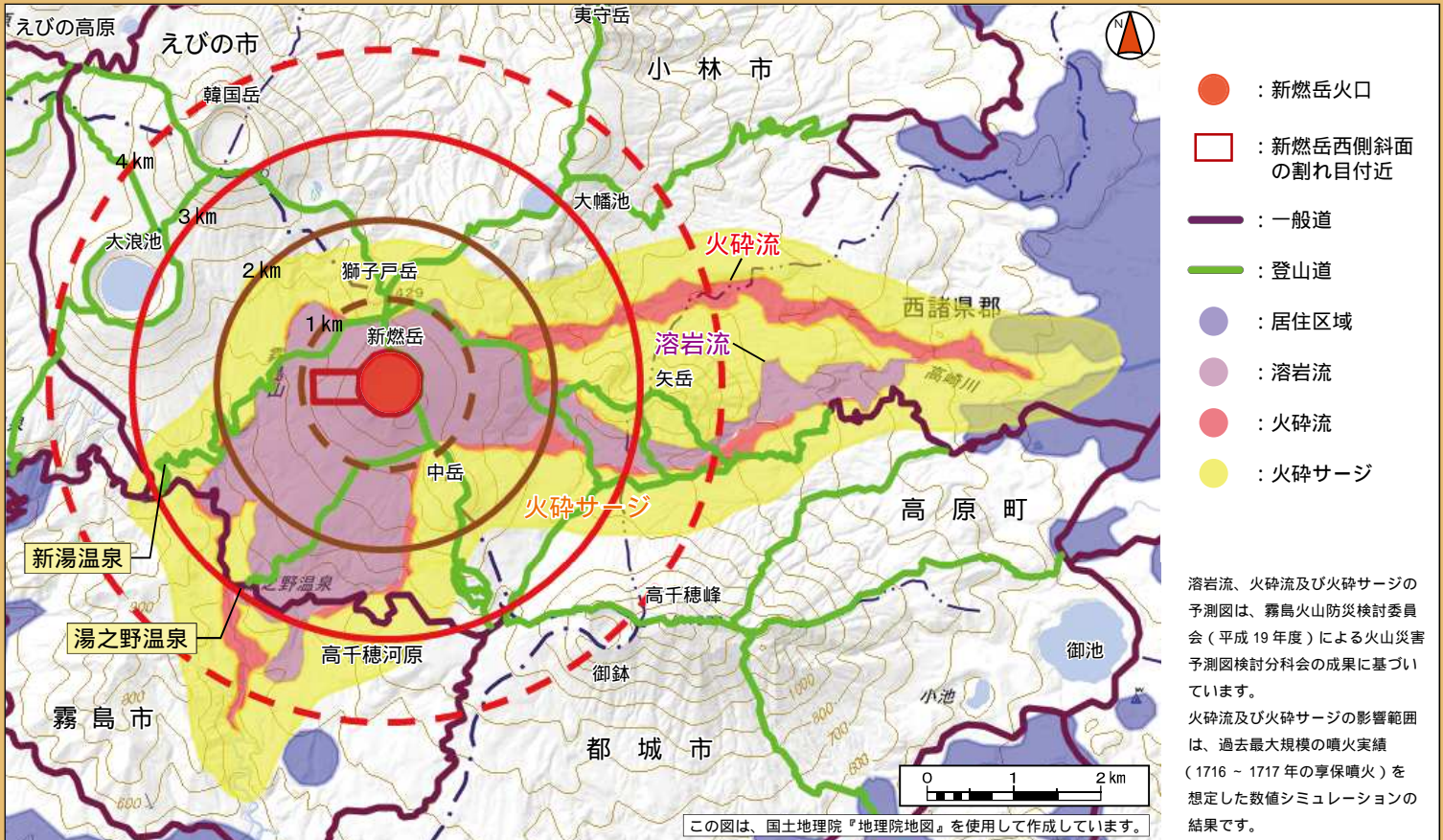
対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

霧島山（新燃岳） 噴火警戒レベルと防災対応

- この図はレベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。
- レベル2及び3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4（避難準備）又は5（避難）となります。（ただし、新湯温泉及び湯之野温泉では、レベル3で防災対応が必要となります。）



霧島山（新燃岳）火口 2017年10月23日に北西側上空から撮影九州地方整備局の協力による



噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応がとられています。

レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難。

レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。

レベル3（入山規制）：火口から居住地域近くまで立入禁止 規制範囲は火口から概ね3km ○、火山活動の状況により概ね4km ●となります。

レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止 規制範囲は火口から概ね2km ○、火山活動の状況により概ね1km ●となります。

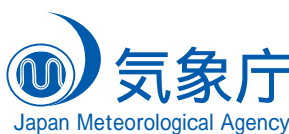
レベル1（活火山であることに留意）：火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。

この図は、地元自治体と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



福岡管区气象台地域火山監視・警報センター

TEL: 092-725-3606 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

宮崎地方气象台 TEL: 0985-25-4032

<https://www.jma-net.go.jp/miyazaki/>

鹿児島地方气象台 TEL: 099-250-9916

<https://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>

問い合わせ先



霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

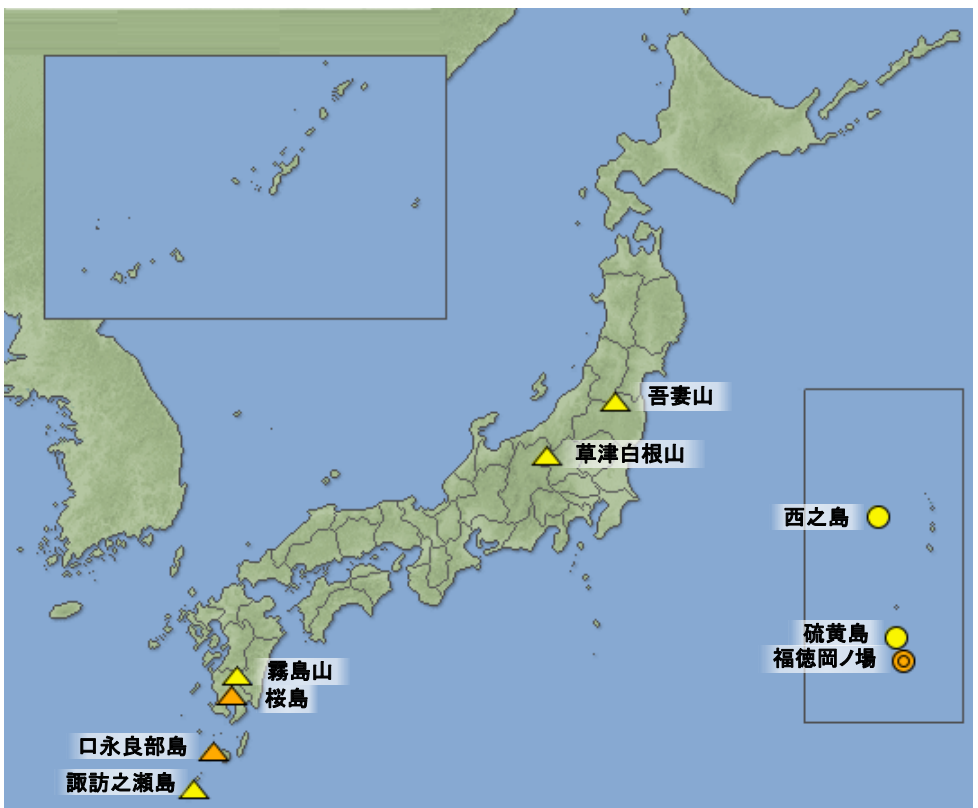
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 観測事例なし 噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 過去事例 観測事例なし
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 享保噴火(1716~1717年)の事例 1717年2月:火砕流が火口から約3kmまで流下
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 2008~2011年噴火の事例 2011年1月19日:霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2011年2月1日:大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散 警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 過去事例 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日:火山性地震の増加 小規模な噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2010年7月10日:火砕サーージが約300m流下 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり。

注)ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。
最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

噴火警報発表中の火山

9の火山で噴火警報を発表中(平成31年2月25日14時00分現在)



噴火警戒レベル対象火山		噴火警戒レベル対象外火山	海底火山
凡例	▲ レベル5(避難)	● 居住地域嚴重警戒	◎ 周辺海域警戒
	▲ レベル4(避難準備)	● 入山危険	
	▲ レベル3(入山規制)	● 火口周辺危険	
	▲ レベル2(火口周辺規制)		

	火山名	噴火警報の発表状況	発表年月日
1	桜島	火口周辺警報 (レベル3、入山規制)	H28. 2. 5
2	口永良部島	火口周辺警報 (レベル3、入山規制)	H30. 8. 29
3	吾妻山	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H30. 9. 15
4	草津白根山 (白根山(湯釜付近))	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H30. 9. 28
	草津白根山 (本白根山)	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H30. 3. 16
5	霧島山 (新燃岳)	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H31. 2. 25
	霧島山 (えびの高原(硫黄山)周辺)	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H30. 5. 1
6	諏訪之瀬島	火口周辺警報 (レベル2、火口周辺規制)	H19. 12. 1
7	硫黄島	火口周辺警報 (火口周辺危険)	H19. 12. 1
8	西之島	火口周辺警報 (火口周辺危険)	H30. 10. 31
9	福德岡ノ場	噴火警報 (周辺海域警戒)	H19. 12. 1

※ 福德岡ノ場は海底火山